

令和2年度
第11回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和3年2月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第11回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和3年2月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和3年2月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年2月25日 13時00分			議長	山本 範夫
	閉会	令和3年2月25日 13時53分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 15名 欠席 3名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	▲
	4	高橋 正志	▲	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	▲
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 10番	中村一彦	議席番号 11番	藤村勇三
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	遠藤竹弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をいたします。総会資料の2ページをご覧ください。議席番号4 高橋正志委員と16 番松村勝彦委員はほかの会議の出席のため欠席となります。議席番号13 番の高橋由則委員は通院のため欠席となります。以上3名の欠席となります。出席委員は18名中15名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度第11回八幡平市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、10番 中村一彦 委員と、11番 藤村勇三 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、本総会の会期についてお諮りいたします。

本総会の会期は令和3年2月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、令和3年2月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第 11 回運営委員会報告及び第 12 回運営委員会報告を併せて行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の 3 ページをお開き下さい。

最初に、第 11 回運営委員会報告を致します。

次第のとおり 1 項目の協議を行いました。1 月 25 日に開催された「第 10 回農業委員会議」で決定されたとおり、農業委員・推進委員改選の取り組みについて協議を行ったものです。

協議内容の概要説明を致します。

次のページの左上、3 協議事項となります。事務局から会議を開催する経緯と資料の内容について説明を行い、各区域の推進委員の定数について協議を行いました。安代地区長より、安代地区は山あい農地パトロールを行うのに調査する委員が不足しているため全体の増員をしたいとことが話されました。また、6 ページから 7 ページにかけて、各地区の地区長及び地区次長より推進委員の定数が適当かどうか発言をいただいたところ、各地区とも多いとの発言はなく定数の中で何とか業務を行っているとの現状が話されました。続いて、8 ページから 11 ページにかけて、推進委員の定数増に関連して、農業委員及び推進委員の皆様から提出をいただいている「活動報告書」の提出についても協議を行ったところです。協議を行った結果定数を増やすことは行わず、13 ページの上側に記載したとおり方向性が決定されましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

2 項目め。その他となります。団体推薦のお知らせをする対象団体の案について協議を行ったところ、13 ページの下側に記載したとおり決定されましたが、改めて本日の委員合同会議の情報提供等で事務局より情報提供を行う事としております。

以上、令和 2 年度第 11 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 3 年 2 月 25 日 運営委員長 会長 山本範夫、でございます。

続きまして、次のページとなります。第 12 回運営委員会報告を致します。

次第のとおり 2 項目の報告及び連絡、並びに 4 項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。1 項目め。令和 3 年 2 月以降の主な会議 行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。2 項目め。令和 2 年度八幡平市に対する意見の回答についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

次のページの中ほど、4 協議事項となります。協議内容の概要説明を致します。協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、3 月 10 日（水）午前 10 時 00 分に決定となりました。2 項目め。令和 2 年度第 11 回総会についてとなります。本日の第 11 回総会の運営について協議を行い午後 1 時 00 分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。なお、併せて委員合同会議の開催について協議を行い本日の開催となりました。次のページの左上、3 項目め。令和 3 年度下限面積 別段面積 についてとなります。内容について協議を行ったところ、19 ページの上側に記載したとおり決定されましたが、改めて本日の

農業委員会議の協議事項で事務局より報告を行う事としております。 4項目め。農業委員・推進委員改選の取り組みについてとなります。内容について協議を行ったところ、19ページの下側に記載したとおり決定されましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項で事務局より報告を行う事としております。また、関係団体への委員募集のお知らせや、運営委員の皆様へ委員改選に関する情報提供を行いました。改めて本日の委員合同会議の情報提供等で事務局より情報提供を行う事としております。

5情報提供等となります。運営委員からの情報提供等はありませんでした。続きまして、事務局から2件の情報提供を行いました。改めて本日の農業委員会議の情報提供等で事務局より情報提供を行う事としております。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第12回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和3年2月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第11回運営委員会会議報告」及び「第12回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の21ページをご覧ください。

令和3年1月25日から令和3年2月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から かた括弧7番 までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧8番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は2月16日の火曜日でございます。18件の現地調査を行いました。当日の調査委員は7番委員 熊澤威人 委員、9番委員 菊田健生 委員、11番委員 藤村勇三 委員、の3名でございます。また、事務局からは古川主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 10 件となっております。

申請番号 1：（藤村孝幸）、高畑 46-2、畑、2,733 m²を含む 11 筆、11,974.4 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番～5 番は関連がありますので、一括して説明いたします。申請番号 2、平笠第 7 地割 102-3、畑、1,876 m²を含む 3 筆 3,629 m²です。申請番号 3、平笠第 7 地割 102-6、畑、3,622 m²を含む 3 筆 8,828 m²です。申請番号 4、平笠第 7 地割 102-8、畑、1,108 m²を含む 5 筆 7,982 m²です。申請番号 5、平笠第 8 地割 79-3、畑、191 m²です。売買による所有権移転です。申請地は今まで譲受人がそれぞれ野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 6、荒木田第 11 地割 82-1、田、1,500 m²を含む 4 筆 6,521 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人との賃貸借で、水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7、松尾寄木第 31 地割 405-1、畑、1,670 m²を含む 2 筆 5,608 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで別の農業者との賃貸借で、水稲と野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 8、大更第 25 地割 301-2、田、706 m²です。売買による所有権の移転です。

申請地は今まで別の農業者との賃貸借で、牧草を作付していた農地です。権利取得後は野菜を作付予定とのことです。

申請番号 9、松尾寄木第 29 地割 383、田、1,721 m²を含む 2 筆 4,197 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 10、姥子石 302、田、2,611 m²を含む 3筆 6,160 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人がリンドウを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については次の 4 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1～3 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。なお、今月の総会案件まで農林課への水稻生産実施計画書兼営農計画書へも、自動的に反映されることを申し添えます。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 7 番 熊澤威人 委員にお願いいたします。

7 番（熊澤委員）

7 番 熊澤威人です。

申請番号 1 番ですが、位置は J R 荒屋新町駅を南側に約 1.9 k m 以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稻と野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番から 5 番ですが、関連がありますので、一括して説明します。位置は平笠小学校を南西側に約 1 k m 以内に点在しております。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人がそれぞれ野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 6 番ですが、位置は西根第一中学校から北西に約 700m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人との賃貸借で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7 番ですが、位置は寄木小学校から東に約 1 k m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、別の農業者との賃貸借で水稻と野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 8 番ですが、位置は J R 大更駅から北東に約 300m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、別の農業者との賃貸借で牧草を作付していた農地です。権利取得後は野菜を作付予定とのことです。

申請番号 9 番ですが、位置は寄木小学校から南に約 400m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 10 番ですが、位置は田山支所から東に約 1.4 k m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人がりんどうを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

申請番号1、大更第22地割318、田、339㎡、転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、一般住宅、駐車場、通路、庭等が計画されております。

申請番号2、赤坂田84-2、田、1,308㎡、転用の目的は、売買による駐車場の敷設となっております。内容は、駐車場が計画されております。

申請番号3、赤坂田116-1、畑、1,326㎡、転用の目的は、売買による資材置場の敷設となっております。内容は、資材置場が計画されております。

関係資料の5ページをご覧ください。申請地の農地区分ですが、申請番号1は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号2は、申請地から500m以内にJR赤坂田駅があることから第2種農地と判断され、例外規定において申請地周辺は集落接続が確認されました。

申請番号3は、申請地から500m以内にJR赤坂田駅があることから第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号11番 藤村勇三 委員に願ひします。

11番（藤村委員）

11番の藤村勇三です。

申請番号1番ですが、位置は大更小学校から南西へ約500mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、利便性が良く土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は、JR赤坂田駅から北東へ約400mの地点です。転用の目的は、駐車場の敷設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。申請土地は、自宅と事務所に隣接しており、駐車場を敷設するのに適した立地であるため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、公共公益的施設から500m以内にある農地で、第2種農地と判断され、例外規定においては、集落に接続して敷設されることが確認できました。

申請番号3番ですが、位置は、JR赤坂田駅から北東へ約400mの地点です。転用の目的は、資材置場の敷設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。申請土地は、既存の資材置場に隣接しており、資材置場を拡張するのに適した立地であるため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、公共公益的施設から500m以内にある農地で、第2種農地と判断され、例外規定においては、代替性がないことを確認しております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は5件になります。関係資料の6ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、栗木田6、畑、6,179㎡です。現況は、雑木が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号2、戸鎖46-1、畑、460㎡です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号3、戸鎖92-2、畑、303㎡を含む3筆、1,922㎡です。現況は、砂利等が入り込み雑種地化しておりました。

申請番号4、野駄第16地割28、畑、743㎡です。現況は、隣接する住宅の庭として利用されており、宅地化しておりました。

申請番号5、松尾第10地割85、田、500㎡を含む2筆、967㎡です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号11番 藤村勇三 委員にお願いします。

11番 (藤村委員)

11番の藤村勇三です。

申請番号1番ですが、位置は、田山小学校から南西へ約2.0kmの地点です。現況は、雑木が生

い茂り、原野化しておりました。申請地は、平成4年頃に競売で購入したものの、その時には既に原野化しており、耕作できないまま現在に至ったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR田山駅から南西へ約3.0kmの地点です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、平成2年に競売で購入したものの、その時には既に植林された状態で、そのまま現在に至ったとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、JR田山駅から南西へ約2.8kmの地点です。現況は、雑木が生い茂っており、また駐車場や資材置場として利用されていたため、雑種地化しておりました。申請地は、平成2年に競売で購入したものの、その時には既に雑種地化しており、砂利などの石が多く、耕作できないまま現在に至ったとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は、市役所から南西へ約1.3kmの地点です。現況は、隣接する住宅の庭として利用されており、宅地化しておりました。申請地は、申請者の亡くなった親が宅地との境界を確認せずに庭として利用していたとのことでした。

申請番号5番ですが、位置は、JR松尾八幡平駅から南東へ約900mの地点です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、申請法人が平成4年に岩手県より農地転用許可を受けて取得した農地で、保養所を建設する予定でしたが、事業が中止になり、山林化してしまったとのことでした。

いずれの申請地も非農地化されてから20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、証明願のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。今月の申請は、41件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第6地割269、田、3,537㎡を含む7筆14,724㎡です。

申請番号2、田頭第31地割66、田、704㎡を含む4筆、5,278㎡です。

申請番号3、平館第28地割82、田、1,997㎡を含む5筆6,070㎡です。

申請番号4、平館第3地割231、田、1,753㎡を含む2筆4,812㎡です。

申請番号5、荒木田第11地割32-2、田、544㎡を含む2筆2,669㎡です。

申請番号6、野駄第28地割250、畑、1,701㎡を含む2筆6,272㎡です。

申請番号7、細野471-1、畑、2,502㎡を含む3筆4,723㎡です。

申請番号8、寺志田317、田、1,173㎡です。

申請番号9、大更第2地割229-1、畑、11,593㎡です。

申請番号10、大更第12地割119-1、田、4,104㎡です。

申請番号11、野駄第15地割132、田、970㎡を含む4筆、3,976㎡です。

申請番号12、野駄第3地割387、田、619㎡を含む13筆22,163㎡です。なお、申請番号7番、9番、10番、12番につきましては、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号13、松尾第24地割169、田、999㎡です。

申請番号14、野駄第22地割156、田、188㎡を含む9筆5,752㎡です。

次に、売買による所有権移転です。

申請番号15、松尾寄木第31地割428、田、2,948㎡を含む5筆12,310㎡です。

次に、中間管理事業を活用した賃貸借権の設定です。

申請番号16、平館第9地割175、田、610㎡を含む3筆4,361㎡です。この申請については、令和3年1月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地で、一時貸付となり3年後の令和5年中に、所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

次に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号17、大更第19地割107、田、632㎡を含む2筆2,083㎡です。この申請については、令和3年1月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地を新たな担い手へ売り渡しをする申請となります。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号18、田頭第2地割100-1、田、428㎡を含む6筆5,054㎡です。

申請番号 19、平館第 8 地割 122-1、田、2,620 m²を含む 5 筆 5,821 m²です。

申請番号 20、谷地田 103、田、1,687 m²です。

申請番号 21、扇畑 5-1、畑、2,153 m²を含む 12 筆 19,679 m²です。

申請番号 22、五日市 150-1、田、857 m²です。

申請番号 23、五日市 150-2、田、808 m²を含む 2 筆 1,192 m²です。

申請番号 24、五日市 147、田、1,941 m²を含む 2 筆 4,596 m²です。

申請番号 25、平館第 7 地割 243、田、652 m²を含む 28 筆 17,887 m²です。

最後に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号 26、大更第 7 地割 19、畑、4,554 m²を含む 10 筆 25,193 m²です。

申請番号 27、大更第 6 地割 181-1、田、1,321 m²です。

申請番号 28、大更第 6 地割 10-1、畑、722 m²を含む 14 筆 22,350 m²です。

申請番号 29、大更第 6 地割 232、畑、1,955 m²を含む 9 筆 23,135 m²です。

申請番号 30、大更第 6 地割 199、畑、860 m²を含む 14 筆 20,702 m²です。

申請番号 31、大更第 7 地割 307、田、2,688 m²です。

申請番号 32、田頭第 10 地割 102、田、2,002 m²です。

申請番号 33、野駄第 10 地割 332、田、323 m²を含む 19 筆 11,517 m²です。

申請番号 34、上藤 30-1、田、1,167 m²を含む 4 筆 6,016 m²です。

申請番号 35、下岩木 40、田、2,533 m²です。

申請番号 36、上岩木 75、田、2,904 m²です。

申請番号 37、下の田 56-1、田、664 m²です。

申請番号 38、土沢 42-2、田、522 m²を含む 2 筆 2,220 m²です。

申請番号 39、上岩木 56、田、501 m²を含む 4 筆 6,606 m²です。

申請番号 40、岩木向 69-1、田、1,971 m²を含む 5 筆 12,057 m²です。

申請番号 41、下の田 57-1、田、514 m²を含む 2 筆 2,162 m²です。

申請地の明細については次の 18 から 22 ページの申請筆別明細をご覧ください。

なお、先ほどの議案 1 号と同様に、今月の総会案件まで農林課への水稻生産実施計画書兼営農計画書へも、自動的に反映されることを申し添えます。

今回の計画要請の内容も、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 7 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 11 番 藤村勇三 委員の退席を求めます。

(11 番 藤村勇三 委員 退席確認)

議長（山本会長）

これより、申請番号7番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号7番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、申請番号7番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号11番 藤村勇三 委員の着席を求めます。

(11番 藤村勇三 委員 着席確認)

議長(山本会長)

これより、申請番号7番を除く議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号7番を除く議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、申請番号7番を除く議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』
議長（山本会長）

次に、議案第5号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案24ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は10件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1、田頭第10地割102、田、2,002㎡です。

申請番号2、扇畑5-1、畑、2,153㎡を含む17筆26,324㎡です。

申請番号3、野駄第10地割332、田、323㎡を含む19筆11,517㎡です。

申請番号4、谷地田103、田、1,687㎡です。

申請番号5、上藤30-1、田、1,167㎡を含む20筆35,162㎡です。

申請番号6、平館第7地割243、田、652㎡を含む32筆21,088㎡です。

申請番号7、平館第8地割122-1、田、2,620㎡です。

申請番号8、田頭第2地割100-1、田、428㎡を含む6筆5,054㎡です。

申請番号9、大更第6地割181-1、田、1,321㎡を含む39筆80,222㎡です。

申請番号10、大更第6地割10-1、畑、722㎡を含む10筆15,167㎡です。

なお、先ほどの議案1号・4号と同様に、今月の総会案件まで農林課への水稻生産実施計画書兼営農計画書へも、自動的に反映されることを申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお祈いします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号2番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 藤村勇三 委員の退席を求めます。

（11番 藤村勇三 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号2番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号2番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号2番の案件については、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。ここで、議席番号11番 藤村勇三 委員の着席を求めます。

（11番 藤村勇三 委員 着席確認）

議長（山本会長）

次に、申請番号2番を除く議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号2番を除く議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号2番を除く議案第5号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

6 閉会（13時53分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第11回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月25日

会 長 _____

10番 委 員 _____

11番 委 員 _____

令和2年度

第11回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和3年2月25日（木）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 第11回運営委員会報告
- (2) 第12回運営委員会報告
- (3) 農地法等に関する業務報告

5 議 事

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

6 閉 会